

議案第9号

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

本社機能強化企業を対象とする奨励措置の適用期間の延長等を行うため。

## 西脇市産業立地促進措置条例の一部を改正する条例

西脇市産業立地促進措置条例（平成17年西脇市条例第 126号）の一部を次のように改正する。

第3条の3中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域」を「法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域」に、「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に、「法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設」を「法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設」に改める。

附則第3項及び第4項中「平成35年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。